

令和３年度 第１回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和３年７月１日（木） 午後１時３０分～午後３時１４分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、清水畑委員、須賀委員、高橋（馨）委員
富永委員、高橋（映）委員、山内委員、鈴木委員、松本委員
山崎（友）委員、川島委員、秋元委員、小杉委員、亀田委員
大沼委員、南波委員、杉田委員、山崎（実）委員

- 次 第
- １ 開 会
 - ２ 委員委嘱および紹介
 - ３ 事務局挨拶
 - ４ 会長・副会長選任
 - ５ 議 事
 - (１) 地域自立支援協議会の進め方について
 - (２) 取り組みテーマに関する情報共有
 - (３) 第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画の成果目標実績報告
 - (４) 第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定
 - (５) 情報共有・その他
 - ６ 閉 会

<議事要旨>

開会時刻 午後１時３０分

障害者福祉課長

定刻となりましたので、これより令和３年度第１回江戸川区地域自立支援協議会を開催させていただきます。終了は午後３時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料は机上に配付させていただいておりますので、議事の途中で、不足がございましたら、手を挙げていただければ職員が資料をお持ちいたします。

続きまして、委員の委嘱でございますけれども、あらかじめ皆様のお席に委嘱状をお配りさせていただいております。こちらをもって委嘱に代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで委員の皆様をご紹介させていただきますが、お手元の席次の順にお名前をご紹介します。大変恐縮ではございますけれども、お名前をご紹介した際に、その場でご起立をお願いできればと思います。

なお、太田委員と佐野委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

—委員紹介・挨拶—

障害者福祉課長

委員のご紹介は以上でございます。皆様、ありがとうございました。
続きまして、事務局を紹介させていただきます。

—事務局紹介・挨拶—

障害者福祉課長

続きまして、今年度は委員改選年度になりますので、ここで会長・副会長の選任をさせていただきますと存じます。

地域自立支援協議会設置要綱では、委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様のご了解をいただけるのであれば、事務局からご提案をさせていただければと存じますが、いかがでございましょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

では、異議がないということで、このまま進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、まず会長職でございますが、江戸川区医師会副会長の小川委員に、前期に引き続き、地域自立支援協議会の会長職をお願いできればと思います。

次に副会長職でございますが、こちらも前期に引き続き、江戸川区腎友さつき会の会長の戸倉委員にお引き受けいただければと思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

—拍手により承認—

障害者福祉課長

皆様にご承認をいただきましたので、小川委員に会長職、戸倉委員に副会長職をお願いいたしたく思います。

それでは、会長、副会長には、お席の移動をお願いいたします。

ここで小川会長、戸倉副会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

—会長・副会長挨拶—

障害者福祉課長

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたく存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

改めまして、よろしくお願いいたします。

本日は、限られた時間内で有意義な会議ができますよう、議事進行につきましては、皆様方のご協力のほどお願いいたします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っております。その点につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区ホームページにおいて、傍聴者の希望を募りましたところ、1名の方にお申し込みをいただきまして、今ロビーでお待ちになっております。

皆様のご了解をいただけた場合には、入場していただきたいと思います。

傍聴の方への配付資料でございますが、本日皆様にお配りしている資料のうち、資料1から10につきましては、傍聴者の方にもお配りしたいと考えております。皆様、いかがでございましょうか。

会長

ただいま事務局より傍聴につきまして、ご説明がありました。委員の皆様方、よろしいでしょうか。

—委員承認—

会長

それでは、傍聴の方にご入室していただけてください。

—傍聴人入室—

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「地域自立支援協議会の進め方について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

はじめに、江戸川区地域自立支援協議会につきまして、資料1に沿ってご説明させていただきます。

まず、1「法的な位置付け」でございます。地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、「地方公共団体は障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」とあります。また「関係機関が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」とされています。

続いて、2①「設置について」でございます。江戸川区地域自立支援協議会は、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として位置付け、平成20年度に設置させていただき、今期で第8期14年目となります。

続いて、2②「協議会の目的」でございますが、協議会では、障害当事者の方と、日頃は直接障害者の方とかかわりのない方が、意見交換や情報共有を通してお互いを理解し共通認識を持つという「共通理解の醸成」を目的としております。

続いて、2③「協議会の位置付け」でございますが、本協議会は、議決機関や諮問機関ではなく、また行政への要求をするという場ではございません。

続いて、2④「委員の役割」でございます。協議会での情報共有や意見交換の内容を、委員の皆様から地域や所属団体等に広げていただくことが、地域全体の障害者の地域生活を見守る環境形成の促進や、課題解決につながっていくと考えております。

続いて、資料の右下になりますが、この地域自立支援協議会は、平成28年4月に施行された障害者差別解消法第17条に基づく、障害者差別解消支援地域協議会の機能・役割を担う位置付けとしておりますので、障害者差別解消法に関する相談事例や情報を報告させていただきたいと思っております。

なお、委員の皆様の任期は、今年度と来年度の2年間となっております。

資料1の裏面には、昨年度までの協議会の開催内容の概要となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、今年度の協議会の進め方につきまして、資料2でご説明いたします。

まず、1「第8期協議会について」でございます。今期の協議会は、木曜日の午後開催を基本とさせていただきまして、毎回協議会の中で、次の日程をお示しさせていただいております。

令和3年度につきましては、本日と第2回を11月4日木曜日、第3回は2月頃の開催を予定しております。

続きまして、2「令和3年度取り組みテーマについて」でございます。今年度の取り組みのテーマにつきまして、事務局からご提案させていただきます。そのテーマは、「障害者の避難について」でございます。

提案理由としまして、令和元年10月に発生した台風19号において、江戸川区内で初めて避難勧告が発令されまして、避難所に35,000名ほど避難されました。令和2年度は、区において従来の地震時の職員配置体制のほかに、新たに風水害の職員配置体制を作りまして、台風の大きさによって避難の行動を変えるように変更いたしました。一次避難所となっている小・中学校での生活が困難な方を保護する施設として、福祉施設や特別支援学校などを「福祉避難所」と定めさせていただきまして、現在、水害時には28施設、地震時には40施設を指定しております。福祉避難所への避難を指定させていただいた方は1,400名となっております。この方については、今年度、個別避難計画を策定する予定です。この協議会では、令和元年度は台風19号の発生の避難状況などを報告させていただき、昨年度は江戸川区の防災対策や福祉避難所などについて情報共有をさせていただいたところです。今年度は、この1,400名だけではなく、障害をお持ちの方が日頃から、避難行動や個別避難計画を自ら策定できるように、皆様のそれぞれのお立場からご意見を頂戴して、この協議会において防災マニュアルのようなものを作成していきたいと考えて、このテーマを提案

させていただきました。

今後の協議会の進め方でございますが、毎回、大きなテーマに対して小テーマを定めて、小テーマに沿った意見交換を進めたいと思っております。

今年度につきましては、本日は福祉避難所での避難訓練の実施報告と、危機管理部から災害時の避難行動要支援者のマイタイムラインについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

第2回は、防災マニュアルの案をご提示させていただき、第3回は、防災マニュアルの完成という流れで進めていきたいと思っております。

小テーマにつきましては、進捗状況によりまして、各回の開催通知時に改めてお知らせできればと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ただいま事務局より、協議会の進め方につきまして、説明がございました。

まず、事務局から提案がありました令和3年度協議会の取り組みテーマを「障害者の避難について」とし、事務局提案の進め方にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—委員承認—

会長

ご賛同いただいたということで、令和3年度の取り組みテーマとして決定したいと思います。協議会の進め方につきましては、その他ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、次の議事に入りたいと思います。続きまして、議事2「取り組みテーマに関する情報共有」につきまして、事務局からお願いします。

障害者福祉課長

続きまして、お手元の資料3①から⑤について、説明します。

今年度の地域自立支援協議会の年間取り組みテーマは、「障害者の避難について」と決定させていただきました。先ほどお伝えしましたとおり、本日は3月に実施した福祉避難所での避難訓練の実施や、災害時避難行動要支援者のマイタイムラインについて、情報共有が図れればと考えております。

それでは、江戸川区の災害時避難行動要支援者の対象について、資料3-1に沿って説明します。

対象者の考え方ですが、要配慮者が26万名いる中で、特に自ら避難することが困難で、避難の確保をするために支援を必要とする方が5,800名いらっしゃいます。このうち、特に在宅での避難生活が困難という方で4階以上に居住される方を除いた1,400名を福祉避難所に指定させていただきました。この1,400名に対して、これまでは災害が発生しますと、まず一次避難所に避難していただいて、そこから福祉避難所に移動していただく形でしたが、今後は、災害が発生した際には、直接、福祉避難所へ避難していただくことになります。

今年の3月に障害者就労支援センターでモデルケースを選定しまして、訓練を実施しました。相談支援専門員や介護支援専門員のご協力をいただきまして、個別避難計画を作成し、自ら福祉避難所へ避難をする訓練を行いました。併せて福祉避難所での受け入れ訓練や参加者との意見交換を行い、様々な課題がありました。今後、解決していかなければならないと思っております。

今後のスケジュールですが、【資料3-3】をご覧ください。7月に対象者の1,400名に対して、個別避難計画作成依頼させていただきます。10月までには作成を終えて、今年度内に各福祉避難所で訓練を実施し、なごみの家の地域支援会議で情報共有をしていきたいと考えております。

次に【資料3-4】をご覧ください。個別避難計画書の作成例になります。本人の居住情報、想定浸水深、緊急時の連絡先、避難場所、同行介助者など事前に記入していただき、区へ提出していただきます。

個別避難計画作成を契機に障害のある方の災害に対する備えや、命を守る適切な避難行動について、あらかじめ確認できるような、障害者のための防災マニュアルというものを作成していきたいと考えております。

続きまして、本日は危機管理部副参事から災害時避難行動要支援者のマイタイムラインにつきまして、お話をさせていただきます。

危機管理部副参事

今朝の日経新聞でも、これからお話しさせていただくマイタイムライン、私の避難計画の作成を急げという記事が出ておりました。5月20日に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に対して個別避難計画の作成が努力義務化されました。区としては取り急ぎ、危機管理部、福祉部、健康部で連携し、まずは1,400名を対象に早急に支援を進めていきたいと考えております。

ここからは、江戸川区における避難所の受け入れと避難の方針について、ご説明をさせていただきます。まず、受け入れについては、福祉避難所を指定させていただいておりますが、受け入れるスペースが確保されているだけで、ご本人及び介助していただく方の避難生活に必要なもの全ては、一般の方が小・中学校の避難所等に避難することと同様に、各自でご持参いただくということになります。

続きまして、避難の方針について、説明いたします。東京地方に巨大台風が接近した際に台風の中心気圧が930ヘクトパスカル以下の場合、おおむね台風上陸3日前に江東5区において、広域避難情報発令の判断を行います。発令となった場合に「広域避難モード」となり、おおむね2日前からは広域避難の呼びかけが行われ、水害被害の及ばない地域や条件の土地にある親戚、知人宅やホテル等に避難していただきます。もし、親戚や知人がいない場合、区民一人3泊まで1泊3,000円の補助金もありますので、この制度を使って避難していただきたいと思います。また、避難できなかった方の避難所の開設を要請し、学校だけでなく福祉避難所もこのタイミングで開設されます。

次に、広域避難に至らない台風の中心気圧が950ヘクトパスカル未満の場合、「垂直避難モード」となり、令和元年の台風19号がこれに該当します。基本的にはご自宅が安全であれば、ご自宅での避難となりますが、ご自宅にいるのが危険である場合には、小・中学

校や福祉避難所に避難していただきます。

また、台風の中心気圧が950ヘクトパスカル以上の場合や単に大雨洪水警報が発令される気象条件では、在宅避難となり避難所は開設しません。

最後に、スマートフォンをお持ちの方は「東京都防災アプリ」が無料でインストールできます。このアプリには、位置情報で浸水の深さがわかるようになっているため、ぜひこのアプリをインストールしていただき、自宅の浸水状況を確認いただきたいと思います。また、このアプリには様々な防災情報が掲載されておりますので、参考にしてください。これで説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

会長

これまで説明を受けまして、何かご意見ございましたら、お願いいたします。

なお、本日は時間の関係で、申し訳ありませんが、皆様方からご意見いただく時間ありませんので、何かご意見ある方のみ挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

私から少しお話しさせていただければと思います。

さきほど災害に関して、お話しがあったように、いろいろな努力義務等ございますが、我々介護事業者、医療事業者も災害に対しては、BCP（事業継続計画）という、何かあった場合、自分たちの仕事がちゃんと全うできるように、計画を立て、実行しなければならないと思います。今後、地域全体で取り組んでいかなければいけないのかなと、個人的には感じております。

よろしいでしょうか。

それでは、次回も「障害者の避難について」をテーマに、皆様方からいろいろご意見を伺いながら、小テーマについて事務局で検討してお知らせしたいと思います。

続きまして議事3「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の成果目標実績報告」につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

障害者福祉課長

お手元の資料4をご覧ください。

第5期江戸川区障害福祉計画・第1期江戸川区障害児福祉計画の成果目標実績報告をさせていただきます。

成果目標（1）は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」になります。（ア）の地域生活への移行者について、令和2年度の地域生活移行者は、残念ながら、新型コロナウイルスの感染症の影響により0人で行ってしまいました。この3年間の結果は9人となりますので、目標の11人を下回った状況になってしまいました。

次に、（イ）の福祉施設の入所者数でございますが、重度化や高齢化によってグループホームでの対応困難など施設入所が真に必要な方へ支援を行ってまいりました。令和2年度末の入所者数は427人となりました。目標値が409人でしたので、これを上回ってしまったという結果になりました。

成果目標（2）につきましては、健康部副参事から説明させていただきます。

健康部副参事

成果目標（２）について、「精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築」という目標を掲げ、そのために体制を整備するために協議の場を設置するということを目指して掲げていました。

成果の分析について、平成30年度に江戸川区精神保健福祉協議会を設置いたしました。年２回開催し、いろいろな意見交換をしています。昨年は、国の進める事業ですが、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を実施し、精神障害者が安心して暮らしていけるよう、体制整備に向けてワーキンググループを整え、できることから進めていきます。

参考になりますが、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」について、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で、長期入院になっている方を地域へ戻す退院促進が例年の半分ほどになりました。

障害者福祉課長

引き続き、成果目標（３）「地域生活支援拠点等の整備」になります。地域生活支援拠点は、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援のための機能を持つ体制でございます。区では、令和２年度に基幹相談支援センターの体制を整え、既存の相談窓口の機能や施設を生かした面的整備を図り、目標を達成しました。

また、令和３年度から夜間・休日にも対応する障害者虐待ＳＯＳ電話を設置しました。

続きまして、成果目標（４）「福祉施設から一般就労への移行等」になります。

（ア）福祉施設から一般就労への移行者数につきまして、令和２年度の実績が88名でございました。新型コロナウイルス感染症の影響で目標値より下回りました。

続いて（イ）就労移行支援事業の利用者数です。令和２年度末の実績は274名で、目標値を上回りました。

続いて（ウ）就労移行支援事業所ごとの就労移行率です。先ほどの（ア）が目標に達成しなかったということもあり、こちらも15施設中6施設が就労移行率3割以上となり、目標の5割以上の事業所が達成することができませんでした。

続いて（エ）就労定着支援による職場定着率です。就労定着支援を利用した１年後の職場定着率が8割以上を目標としました。令和２年度は81.9%でしたので、目標を達成しました。

成果目標（５）「障害児支援の提供体制の整備等」になります。

（ア）障害児に対する地域支援体制の構築について、令和２年４月１日に児童発達支援センターとして、「発達相談・支援センター」を開設しました。

今後につきましては、６月の第２回定例会で議決されました、篠崎育成室を児童発達支援センターに変更する予定であります。順調に進めば、来年度からは児童発達支援センターが２カ所になる予定です。

続いて（イ）重症心身障害児支援児童発達支援事業所等の確保です。令和３年３月31日現在、児童発達支援事業所は３カ所、放課後等デイサービス事業所は２カ所開設しておりますが、６月に児童発達支援事業所が１カ所開設して合計４カ所となります。

続いて（ウ）医療的ケア児支援の関係機関協議の場を設置です。令和２年度に医療的ケ

ア支援関係機関連携会議を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と課題や情報共有を行い、目標を達成することができました。

以上です。

会長

ご説明ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

続きましては議事4「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

今年の3月に第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画を策定させていただきました。策定にあたりましては、地域自立支援協議会委員の皆様からもたくさんご意見を賜り、ありがとうございました。

それでは、資料5についてご説明をさせていただきます。

この計画は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間としております。計画の概要ですが、共生社会の実現に向けた取り組みや成果目標の設定、サービスの見込量を記載しています。

第6期の成果目標でございますが、この中で新に追加された部分をご説明させていただきます。

成果目標1②就労定着支援事業の利用者数について、一般就労に移行した方のうち7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標としております。③就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上にすることを目標としております。

続きまして、成果目標4相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保です。令和2年度に障害者福祉課を中心として健康サポートセンターや児童相談所など、既存の窓口の機能や施設を生かして基幹相談支援センターとしました。今後は、相談支援体制の充実・強化に向けて、相談支援事業所と連携・強化を推進してまいりたいと思っております。

続きまして、成果目標6④医療的ケア児支援のための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置です。今年度からは医療的ケア児コーディネーターを配置し、5月に区内72名の医療的ケア児にチラシを送付し、医療的ケア児コーディネーターの配置をご案内させていただきました。その後、コーディネーターから全ての医療的ケア児に電話連絡を行い、状況を伺っているところでございます。

最後に成果目標7障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築です。区では集団指導や個別指導の強化を障害者福祉課事業者支援係で取り組んでいます。引き続き、相談支援専門員などの人材育成のための研修を継続していきます。策定した計画に基づいて、今後の障害者に関する施策を進めてまいりたいと思いますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

会長

ご説明ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事5「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

引き続き情報共有させていただきたいと思います。

それでは、資料6についてご説明させていただきます。この協議会は、障害者差別解消法の機能・役割を担うと位置付けられているため、ご報告させていただきます。

1の令和2年度障害者差別解消法に関する相談実績について、ホームページ上でも掲載させていただいております。障害者差別解消法には、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の提供に関するものがございますので、後ほどご覧いただければと思います。

2の権利擁護に関する取り組みについて、今年度、障害当事者への権利擁護リーフレットの配布を実施させていただく予定です。

また、裏面は、昨年の障害者週間の際に、広報えどがわに掲載された記事になりますので参考にしていただければと思います。

併せて、東京都から、障害者差別解消に関する相談事例集が届いておりますので、配付させていただきます。

続きまして、資料7令和2年度江戸川区の障害者虐待対応状況です。

1の虐待の受理状況につきまして、通報が24件、認定が15件でございました。

2の虐待の内容別件数につきまして、虐待ありと判断したものを記載してありますが、身体的な虐待が一番多く、その他に放棄・放任、ネグレクトといわれるもの、心理的、言葉の暴力などがございます。

3の通報・相談件数ですが、サービス提供事業者や家族など、ご本人と直接かかわる方からの通報が多いです。

4の虐待者につきまして、家族などの身近にいる方からの虐待が多いです。

最後に、権利擁護に対する普及啓発の取り組みということで、5月から24時間対応の虐待通報ダイヤルを設置しました。

続きまして、資料8になります。令和3年度の障害者福祉施策の概要です。障害福祉関係の予算額は、昨年度より5億7,000万円ほど増額となっております。主なものとして、自立支援給付経費、地域生活支援事業経費が約3億7,000万円増となっております。また、社会福祉施設費、障害者施設の運営の経費になりますが、発達相談支援センター運営費が2億円ほど増額となっております。

主な取り組みでは、小・中学校への障害者コミュニケーション理解促進事業、障害者虐待SOS電話の設置、障害者権利擁護の普及啓発、医療的ケア児コーディネーターの配置を新規事業としています。

続きまして、資料9、資料10、自殺対策につきましては、健康部副参事から説明をお願いいたします。

健康部副参事

それでは、資料9について説明いたします。精神保健対策の概要についてですが、大きな予算の変化はなく3億3,000万円の予算規模で事業を運営させていただきます。

主な取り組みについて、新規事業はありませんが、昨年の新規事業でしたピアサポーターの育成に関して、情報提供させていただければと思います。

昨年度、13名の方が受講されまして、そのうち9名の方が受講を完了いたしました。今年度も、育成事業はさらに新メンバーを募って実施していく予定ですが、受講終了された方の活躍の場を広げていくことにさらに力を入れていかなければいけないと思っております。ピアサポーターとしての活躍や就労の場、普及啓発、障害者の理解など活躍いただけるのではないかと期待しています。今後、進捗状況をご報告させていただけたらと思っております。

続きまして、資料10について説明させていただきます。在宅人工呼吸器使用者に対する自家発電装置給付事業の開始になります。人工呼吸器の方は、停電時は電気が命の綱になりますので、その電気を発電する装置を給付するという事業になります。この事業は6月からスタートし、ホームページ等でもご紹介させていただいていますが、今のところ申請はありませんが、相談は何件か入っているということです。対象となる方は、区内在住の人工呼吸器使用者で、他の制度を利用していない方になります。上限額は21万2,000円までとなっており、不明な点は担当まで相談していただければと思っております。

最後に、自殺対策関連の資料ということでゲートキーパー手帳と資料を配付させていただきました。ゲートキーパー手帳を昨年12月に新しくなりましたので、中身見ていただければと思います。また、資料につきましても、後ほど確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。

障害者福祉課長

続きまして、みんなの就労センターについて、事務局長から説明させていただきます。

みんなの就労センター事務局長

一般社団法人みんなの就労センターのご案内ということで、少々お時間をいただいた次第でございます。

お手元のチラシをご覧ください。「あなたの働きたいに応えたい」が、当センターの目的でございます。当センターは、障害の有無や年齢を問わずに、とにかく働きたいという意志、意欲をお持ちの方に対して、就労の場を確保して提供していきたいという思いと目的を持って設立した法人でございます。

当センターにつきましては、昨年の12月に法人登記を済ませ、今年の4月に事務局設置、6月より本格運用を開始しました。

当センターの場所は、江戸川区西小松川町34番1号で、中央くすのきカルチャーセンターの建物にございます。

事業としましては、労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業、これらを通じて就労の場を提供していきます。これから活発に活動してまいりますけれども、業務内容は、一般的な事務業務から清掃業務、軽作業など幅広く対応していきたいと思っております。

また、本日7月1日からは、江戸川区役所においてもオフィスサポート事業が開始となりました。こちらはセンターを構えて庁内の軽易な業務、例えばシュレッダー業務や印刷業務、封入・封緘業務などを集中的に一括して受けて、障害者の方々がそこで活躍される場所となります。そこで働く方々につきましては、会計年度任用職員として区に採用された方々でございます。

江戸川区と強く連携を持って運営していきたいと思っています。つきましては、もし、なかなか働きたいけれども就労に結びついていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ当センターをご案内いただければと思います。お役に立っていききたいと思っていますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

障害者福祉課長

ありがとうございます。みんなの就労センターにつきましては、働き方の登録、それから仕事の紹介ということも受けておりますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について、健康部副参事から説明させていただきます。

健康部副参事

新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について、お話しさせていただきます。接種申し込みですが、なかなか予約が取りにくいというところで、皆様にも本当にご不便、ご苦勞おかけして、本当に申し訳ないと思っております。対象者全員分のワクチンは確保しているというところで、順番が来れば確実に接種できる体制を整えていきたいと思っています。ホームページ等のWebでの申し込みをまめに行なっていただくとキャンセルが入ったりして、予約が入れたという声も聞いていますので、何度かチャレンジしていただければと思います。

また、接種後1回目よりも2回目の副反応が出てしまうということで、恐れて接種を迷っている方もいらっしゃるという声も聞いていますが、副反応が出る方がもちろん多いのですが、ピークは1日ぐらいで過ぎて、徐々に快方に向かっていくというところで、体調が特に具合悪くない方は、積極的に受けていただく方がいいかと思います。ただ、本当に怖い副反応もありますので、そういったときは、すぐに医師に相談をお願いします。積極的に接種する方向で検討していただければと思っていますところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、議事5の情報共有・その他につきましては、説明は以上でございます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、ほかに連絡等ございますか。

障害者福祉課計画調整係長

それでは、次回の協議会の日程について、ご連絡させていただきます。11月4日木曜日の午後に予定をさせていただきます。会場は本日と同様に、このグリーンパレスの2階、千歳・芙蓉のこちらの会場で開催をいたします。

開催時間の詳細につきましては、また後日ご連絡させていただきますので、どうぞ予定のほどお願いいたします。

会長

ただいま事務局からご説明がありましたが、次回の協議会の開催については、ご予定のほどお願いいたします。後日、事務局から開催の通知をお送りいたします。

終了時間過ぎておりますが、皆様方から改めて何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様のご協力により、無事協議会を終了することができました。以上をもちまして、第1回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時14分